

告 示

埼玉県告示第千二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
エルシーモール花園

埼玉県深谷市荒川四百四十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）三千二百六十四平方メートル

（変更後）二千七百六十二平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一四六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二六四平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三六・一立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二六・六立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）ウエルシア薬局株式会社 午前十時から午後九時

株式会社セリア 午前十時から午後九時

マルコ株式会社 午前十時から午後九時

株式会社エービーシー・マート 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社セブン－イレブン・ジャパン 午前零時から翌午前零時

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 午前零時から翌午前零時

株式会社セリア 午前十時から午後九時

マルコ株式会社 午前十時から午後九時

株式会社エービーシー・マート 午前十時から午後九時

株式会社セブン－イレブン・ジャパン 午前零時から翌午前零時
来客が駐車場を利用することができます時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分 (一部午前零時から翌午前零時)

時)

(変更後) 午前零時から翌午前零時

ハ
変更年月日

平成二十九年九月一日外

二
届出年月日

平成二十九年八月三十一日

二
縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

三
縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課